

地球温暖化対策計画書制度のあり方について

(答 申)

平成23年9月6日

名古屋市環境審議会

目 次

1	はじめに	1
2	名古屋市における地球温暖化対策の状況	1
	（１）第２次名古屋市地球温暖化防止行動計画の推進	
	（２）低炭素都市２０５０なごや戦略	
	（３）低炭素都市なごや戦略実行計画の策定	
	（４）名古屋市における温室効果ガスの排出状況	
3	省エネ法及び温対法の改正概要	4
4	現行制度の概要	5
	（１）対象	
	（２）国及び地方公共団体の取扱い	
	（３）制度の内容	
	（４）第１期実績	
	（５）公表の状況	
5	現行制度の課題	11
	（１）届出情報の公表のあり方	
	（２）報告頻度	
	（３）対象範囲の検討	
	（４）制度の拡充検討	
6	改正の方向性	13
	（１）市による公表の義務化	
	（２）毎年度の実施状況報告を義務化	
	（３）対象範囲の見直し	
	（４）制度の拡充	
7	附帯意見	17
	（１）事業者へのインセンティブ	
	（２）カーボン・オフセット手法との連携	
	（３）地球温暖化対策計画書制度以外の事業者対策	
	（４）名古屋市の地球温暖化対策について	

参考資料

1	土壌及び地下水の汚染に関する規制、地球温暖化対策計画書制度及び 環境影響評価制度のあり方について（諮問）	19
2	地球温暖化対策計画書制度部会名簿	21
3	審議経過	22
4	中間とりまとめに対するご意見と部会の考え方	23
5	用語説明	32

1 はじめに

名古屋市では、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号。以下、「条例」という。）に基づき、平成 16 年 4 月に地球温暖化対策計画書制度（以下、「制度」という。）を施行し、一定規模以上の事業所を対象に、事業活動における自主的な地球温暖化対策の促進に努めてきた。

制度施行から 7 年が経過し、この間に、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号。以下、「省エネ法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号。以下、「温対法」という。）が改正施行された。

また、名古屋市では、低炭素で快適な都市なごやを目指して「低炭素都市 2050 なごや戦略」を平成 21 年 11 月に策定し、2020 年までの中期挑戦目標として「温室効果ガスを 1990 年比 25%削減」を掲げている。

こうした状況の中、平成 23 年 1 月 21 日、名古屋市環境審議会は名古屋市長から「地球温暖化対策計画書制度のあり方について」の諮問を受け、この調査審議を地球温暖化対策計画書制度部会（以下「部会」という。）に付議した。

部会においては、制度の実効性を高めるための調査審議を行うとともに、市民及び事業者からの意見募集を行い、報告書を取りまとめた。

本審議会では、この報告を踏まえ調査審議を行い、その結果、次のとおり結論を得たので、ここに答申する。

2 名古屋市における地球温暖化対策の状況

（1）第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画の推進

名古屋市では、平成 18 年 7 月に、京都議定書の発効や二酸化炭素排出量が依然として増加傾向にあることなどを踏まえて、温室効果ガス排出量「10%削減」目標（2010 年）を着実に達成するため、平成 13 年 3 月に策定した計画を改定して、第 2 次地球温暖化防止行動計画を策定し、計画の推進に努めてきた。

エコライフ宣言者の拡大や E X P O エコマナーの活用による実践行動の促進など「220 万市民のもういちど大作戦」と名付けた C O₂ 削減市民運動の展開、平成 16 年 4 月から施行している地球温暖化対策計画書制度や環境配慮に自主的かつ積極的に取り組む事業所を名古屋市が「エコ事業所」として認定するエコ事業所認定制度などオフィス・店舗等での自主的な取組の促進を始めとする、6 つの重点施策が計画に位置付けられている。

（2）低炭素都市 2050 なごや戦略

名古屋市は、平成 21 年 11 月、2050 年の低炭素社会を見据えた長期戦略である「低炭

素都市2050なごや戦略」を策定した。挑戦目標として、1990年を基準年として温室効果ガスを2050年に8割、2020年に25%削減を掲げている。

温室効果ガスの大幅削減を目指し、「まちづくり」、「ものづくり」、「エネルギー」、「社会システム」の4つの視点から取組み方針を整理し、これらを踏まえて、「低炭素で快適な都市なごや」を総合目標とし、目指すべき生活の将来像として、駅そば生活～歩いて暮らせる駅そば生活～、風水緑陰生活～身近な自然を享受できる生活～、低炭素「住」生活～自然と超省エネ機器を活用した快適な低エネルギー生活～といった3つの生活像を提案し、それを支える「市民協働パワー」を打ち出している。

（３）低炭素都市なごや戦略実行計画の策定

2020年までの中期目標に向けた具体的な施策を示す「低炭素都市なごや戦略実行計画」を策定するため、平成22年1月に、市民、事業者、学識経験者等で構成する「低炭素都市なごや戦略実行計画協議会」が設置され、協議会の下に「駅そば・風水緑陰・低炭素「住」部会」、「市民協働・事業活動部会」が置かれ、現在までに協議会が5回、部会が延べ12回、合同部会が2回開催され、活発な議論が行われている。

事業活動における対策については、制度のあり方も含めて、事業活動部会において議論が行われている。

（４）名古屋市における温室効果ガスの排出状況

名古屋市では、毎年度、市域における温室効果ガスの排出状況を把握するため、温室効果ガスの排出量調査を実施している。図1は市域における温室効果ガス排出量の推移をまとめたものである。市が公表している最新値である2008年の温室効果ガス排出量は、1,548万トンCO₂であり、基準年（1990年）比で11.0%の削減となっている。

排出量が減少した主な要因としては、リーマンショックによる景気後退の影響、市民・事業者のエネルギー消費量の減少、電力事業者による京都メカニズムクレジットの活用等が考えられる。

しかしながら、部門別に基準年と比較してみると、家庭生活、自動車（家庭）及びオフィス・店舗等からのCO₂排出量は、依然として大きく増加している。

表1 市民・事業者など主体別にみた温室効果ガス排出量の推移

(単位：万トン-CO₂)

		活動区分	1990 年	2007 年	2008 年	2010 年 削減 目標量	2008 年増減率	
							1990 年比	2007 年比
CO ₂	市民	家庭生活	235	322	288	263	+22.3%	△10.8%
		自動車（家庭）	137	181	171	184	+25.1%	△5.8%
		廃棄物（家庭）	28	12	11	6	△59.9%	△6.5%
		小計	399	515	469	453	+17.6%	△8.9%
	事業者	電気・ガス事業者	22	10	14	16	△36.3%	+35.4%
		工場等	521	385	333	372	△36.1%	△13.5%
		オフィス・店舗等	287	425	374	306	+30.3%	△12.1%
		自動車（事業）	268	216	201	210	△25.1%	△7.2%
		その他の交通機関	81	91	86	80	+5.8%	△5.5%
		廃棄物（事業）	33	14	11	11	△66.4%	△22.3%
		小計	1,211	1,142	1,018	996	△15.9%	△10.8%
	CO ₂ 小計		1,610	1,657	1,487	1,449	△7.6%	△10.2%
CO ₂ 以外の温室効果ガス		129	55	60	116	△53.1%	+9.2%	
温室効果ガス合計		1,739	1,712	1,548	1,565	△11.0%	△9.6%	

家庭生活：住宅における電気、都市ガス等のエネルギー消費、水道の利用
 自動車（家庭）：マイカーの利用
 廃棄物（家庭）：家庭ごみの焼却（廃プラスチック）
 電気・ガス事業者：発電、都市ガス製造
 工場等：製造業等におけるエネルギー消費
 （9割以上が製造業。そのほか、建設業・農業も含まれます。）
 オフィス・店舗等：オフィス・店舗のほか、ホテル、学校、病院、官公庁等の業務部門全般におけるエネルギー消費
 自動車（事業）：貨物自動車、バス・タクシー等の走行
 その他の交通機関：鉄道、船舶の運行（運航）
 廃棄物（事業）：事業系一般廃棄物、産廃の焼却（廃油・廃プラスチック）

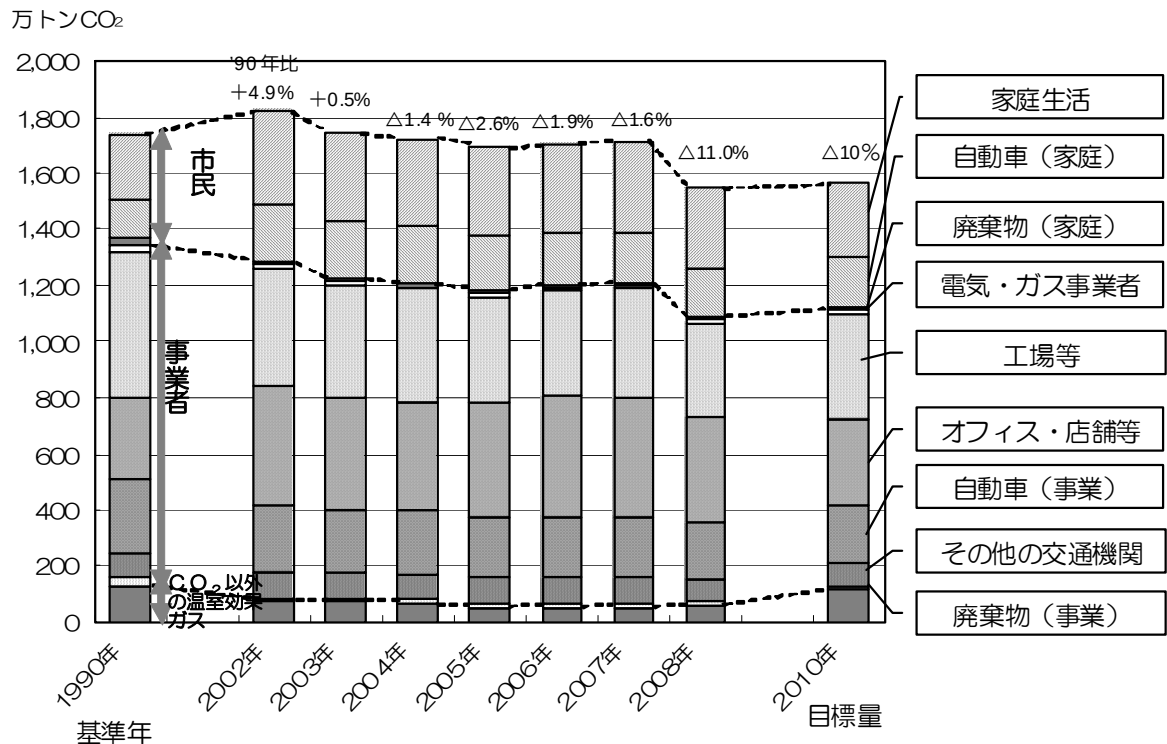


図1 名古屋市における温室効果ガス排出量の推移

3 省エネ法及び温対法の改正概要

平成16年4月に名古屋市が制度を施行して以降、省エネ法及び温対法が2度にわたって改正された。その概要は、以下のとおりである。

省エネ法は、平成17年改正で、工場・事業場に係る措置としてこれまで熱分野と電気分野のエネルギー管理を分けて実施していたが、熱と電気の両方の知識を有した者が管理を行う熱電一体管理の考え方に変更となり、熱と電気を合算したエネルギー量で届出要件を判断する方法に変更することとなった。また、一定規模以上の輸送事業者や荷主など輸送部門についても、中長期計画の策定と定期報告の責務等が義務付けとなり、平成18年4月から施行されている。

平成20年改正では、事業所単位で実施していた工場・事業場に対する措置を、事業者単位に変更し、年間エネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者は中長期計画の策定と定期報告が義務付けされることとなった。また、フランチャイズチェーンについても一事業者として捉えてエネルギー管理の対象となるなど、省エネ法の対象となる事業者が大幅に拡大されて、平成22年4月から施行されている。

温対法は、平成17年改正で、温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付け、国が報告されたデータを集計・公表する温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入し、平成18年4月から施行され、初めての報

告が平成 19 年 4 月から開始されている。

平成 20 年改正では、省エネ法改正と併せて、同制度の対象が事業所単位から事業者・フランチャイズチェーン単位に変更となり、平成 21 年 4 月から施行され、初めての報告が平成 22 年 4 月から開始されている。

4 現行制度の概要

(1) 対 象

名古屋市では、条例に基づき、温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場・事業場に対して、地球温暖化対策計画書（以下、「計画書」という。）及び地球温暖化対策結果報告書（以下、「結果報告書」という。）の作成、届出及び公表を義務付けている（条例第 98 条、第 100 条）。

対象となる工場・事業場は、制度が施行された平成 16 年 4 月 1 日の時点では、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例施行細則（平成 15 年名古屋市規則第 117 号。以下、「規則」という。）において、以下のとおり定められていた（規則第 83 条）。

- ① 燃料及びこれを熱源とする熱（他人から供給されたものに限る。以下この号において同じ。）の年度の使用量（工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量を含む。）をエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号。）第 3 条に規定する方式により原油の数量に換算したものが 800 キロリットル以上である工場等
- ② 電気（他人から供給されたものに限る。以下この号において同じ。）の年度の使用量（工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。）が 320 万キロワット時以上である工場等

その後、省エネ法が熱電一体管理の考え方によって改正されたことに伴い、平成 18 年 12 月 22 日に上記の規則が改正され、現在の届出対象は以下のとおり定められている。

- 年度において使用した燃料の量（工場等において運行又は運航の管理を行う自動車、鉄道車両、船舶及び航空機の燃料の使用量を含む。）並びに年度において他人から供給された熱及び電気の量（工場等において運行の管理を行う自動車及び鉄道車両の電気の使用量を含む。）をそれぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 54 年通商産業省令第 74 号）第 4 条で定めるところにより原油の数量に換算した量を合算した量が 800 キロリットル以上である工場等

(2) 国及び地方公共団体の取扱い

条例では、上記の届出対象者から国及び地方公共団体は除くこととされている（条例第 98 条第 1 項）。

当初、国や地方公共団体を対象から外した理由は、温対法に基づき、国や地方公共団体は自らの事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出削減計画（政府実行計画、地方公共団体実行計画（事務事業編））の策定、公表及び温室効果ガス排出量の推移を含めた計画の進捗状況の公表などの義務が課せられていたためである。

（３）制度の内容

届出対象となった事業所を設置又は管理する事業者は、３年間の計画書を作成して名古屋市に届け出るとともに、事業者自ら公表することとされている（条例第 98 条第 1 項、第 100 条第 1 項）。

公表期間は計画書を名古屋市に提出した日から計画期間の終了日までと定められている（規則第 85 条第 3 項）。

計画期間終了後、結果報告書を作成し名古屋市に届け出るとともに、結果報告書についても公表することとされている（条例第 100 条第 2 項）。

結果報告書の公表期間は、結果報告を名古屋市に提出した日から 90 日間と定められている（規則第 85 条第 5 項）。

計画書及び結果報告書の届出様式については、「地球温暖化対策計画書届出書」及び「地球温暖化対策結果届出書」が規則で定められており（規則第 84 条第 2 項、第 85 条第 4 項）、その他の様式については、条例で市長が定める名古屋市地球温暖化対策指針（平成 16 年 1 月 15 日名古屋市告示第 11 号。以下、「指針」という。）において、計画書及び結果報告書の記載事項等とともに定められている。

また、計画書に定められた地球温暖化対策や地球温暖化対策の結果が不十分と認められるときは、市長はその事業者に対して指導及び助言を行うことができると定められている（条例第 101 条第 1 項、第 2 項）。

そのほか、市長は、計画書及び結果報告書が未届出及び未公表の場合にその事業者に対して勧告することができると定められている（条例第 102 条）。

ア 計画書の記載事項（指針第 3）

（ア） 地球温暖化対策事業者の概要

計画書の届出を行う事業者（地球温暖化対策事業者）の氏名及び住所、対象となる工場等の名称、所在地などを記載することとされている。

（イ） 地球温暖化対策計画書の内容の公表方法

掲示、窓口の閲覧、ホームページ及び冊子その他の計画書の内容を公表する方法を記載することとされている。

（ウ） 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

地球温暖化対策を推進していくための基本的な方針と推進責任者等を定めた推進体制を記載することとされている。

(エ) 温室効果ガスの排出の状況

計画期間の初年度の前年度（以下、「基準年度」という。）における、燃料の使用、他人から供給された電気の使用、他人から供給された水の使用、他人への委託による一般廃棄物の焼却その他指針で定められた温室効果ガスの排出に係る活動のうち、対象となった工場等において該当する活動について、本市が別途定める方法により温室効果ガス排出量を算定、記載することとされている。

(オ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

3年間の計画期間の最終年度の排出量について、基準年度と比較して数量的な目標を設定することとされており、目標の単位は、温室効果ガス総排出量又は原単位あたりの排出量（事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標に係る単位量あたりの温室効果ガス排出量）のいずれかで、目標設定の考え方を記載することとされている。

(カ) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組

指針で定められた取組の事例を参考に、温室効果ガスの排出を抑制するための具体的な取組の内容について、可能なものについては数量的な目標とともに記載することとされている。

また、名古屋市では環境基本条例（平成8年名古屋市条例第6号）に基づき毎月8日を「環境保全の日」と定めており、こうした環境保全の日など特定の日に推進すべき取組の内容やグリーン購入、敷地内緑化など指針で定められた取組の区分にあてはまらないその他の取組の内容についてもできるだけ記載に努めることとされている。

(キ) 工場等の規模等その他必要と認める事項

工場等の延べ床面積、ISO14001を始めエコアクション 21、エコステージ及び名古屋市が実施しているエコ事業所の認証等の取得の有無、添付資料の有無などを記載することとされている。

イ 計画書の公表事項（指針第4-2-(5)）

上記の計画書記載事項のうち、(ア)～(カ)を公表することと定められている。

ウ 結果報告書の記載事項（指針第7）

(ア) 地球温暖化対策事業者の概要

計画書の記載事項と同様の内容となっている。

(イ) 地球温暖化対策結果報告書の内容の公表方法

掲示、窓口の閲覧、ホームページ及び冊子その他の結果報告書の内容を公表する方法を記載することとされている。

(ウ) 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

計画書の記載事項と同様の内容となっている。

(エ) 計画期間中の各年度における温室効果ガスの排出の状況

基準年度を含めた計画期間中の各年度における温室効果ガス排出量を算定、記載することとされている。

(オ) 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標の達成状況

温室効果ガスの排出量の抑制目標の達成状況とその主要因を記載することとされている。

(カ) 温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組の実施状況

計画書に記載した具体的な取組の内容、環境保全の日など特定の日に推進すべき取組の内容及び指針で定められた取組の区分にあてはまらないその他の取組の内容について、実施状況を確認して記載することとされている。

(キ) 工場等の規模等その他必要と認める事項

計画書の記載事項と同様の内容となっている。

エ 結果報告書の公表事項（指針第 8-2-(2)）

上記の結果報告書記載事項のうち、(ア)～(カ) を公表することと定められている。

(4) 第 1 期実績

平成 19 年度から 21 年度にかけて届出のあった第 1 期結果報告書を年度別にまとめたものが表 2、部門別にまとめたものが表 3 である。基準年度の温室効果ガス排出量が 464 万トン-CO₂に対し、目標年度の排出量実績は 421 万トン-CO₂であり、基準年度比 9.2%の削減となっている。

部門別でみると、製造業の工場などの産業部門では基準年度比で約 15%の削減、オフィスビル、商業施設などの民生業務部門では基準年度比で増減なし、運送業者などの運輸部門では基準年度比で約 1%の削減となっている。

各事業者が作成した計画書の目標の達成状況について、年度別にまとめたものが表 4、部門別にまとめたものが表 5 である。すべての届出年度の合計でみると、総量目標の達成率は 64%、原単位目標の達成率は 71%、総量と原単位を合わせた全体の達成率は 66%となっており、約 3 分の 1 の事業者が目標を達成できていない。

部門別に目標の達成状況をみると、産業部門の全体の達成率は 74%、民生業務部門では 63%、運輸部門では 54%となっている。

なお、平成 19 年度から 21 年度にかけて届出のあった第 2 期の計画書の届出件数は、産業部門 117 件、民生業務部門 263 件、運輸部門 36 件の計 406 件となっている。

表2 年度別届出事業者の温室効果ガス排出量

(単位：万トン-CO₂)

届出年度	届出 件数	基準年度 排出量	目標年度 排出量 (実績)	増減率 (実績)
平成 19 年度	302 件	440	398	△9.6%
平成 20 年度	11 件	9.5	9.3	△1.4%
平成 21 年度	27 件	13.9	13.7	△1.3%
合 計	340 件	464	421	△9.2%

表3 部門別届出事業者の温室効果ガス排出量

(単位：万トン-CO₂)

部 門	届出 件数	基準年度 排出量	目標年度 排出量 (実績)	増減率 (実績)
産 業	106 件	285	243	△14.7%
民生業務	210 件	119	119	0%
運 輸	24 件	60	59	△1.4%
合 計	340 件	464	421	△9.2%

表4 年度別届出事業者の目標達成状況

(単位：届出数)

届出年度	総量目標			原単位目標			全体 達成率
	達成	未達	達成率	達成	未達	達成率	
平成 19 年度	138	81	63%	59	24	71%	65%
平成 20 年度	6	2	75%	2	1	67%	73%
平成 21 年度	10	5	67%	9	3	75%	70%
合 計	154	88	64%	70	28	71%	66%

表5 部門別届出事業者の目標達成状況

(単位：届出数)

部門	総量目標			原単位目標			全体 達成率
	達成	未達	達成率	達成	未達	達成率	
産 業	40	12	77%	38	16	70%	74%
民生業務	103	65	61%	30	12	71%	63%
運 輸	11	11	50%	2	0	100%	54%
合 計	154	88	64%	70	28	71%	66%

(5) 公表の状況

ア 事業者による公表

これまでに届出のあった計画書のデータを整理すると、事業所における閲覧・掲示だけの方法で、指針で定められている計画書の内容を公表している事業所は約8割、閲覧・掲示以外にホームページや冊子（環境報告書など）により公表をしている事業所は約2割となっている。

イ 名古屋市による公表

名古屋市の地球温暖化対策計画書制度では、計画書及び結果報告書の公表は事業者の義務となっており、名古屋市の義務にはなっていない。そこで、名古屋市では、平成17年度から、計画書の届出事業所であることを広く知ってもらうために、情報を公開することに同意を得られた事業所の名称、所在地などの情報を市ホームページに掲載して公表している。

平成22年度からは、計画書だけでなく結果報告書も対象とし、事業所における温室効果ガス排出量、目標、目標の達成状況など事業者から同意を得られた事項について市ホームページに掲載して公表している。

名古屋市が公表することに同意をした事業者の割合をみると、計画書については69%が市の公表に同意をしており、結果報告書については全体の63%となっている。

事項別に同意した割合をみると、計画書については目標削減率の公表に同意した事業者は60%、結果報告書については削減率実績の公表に同意した事業者が56%であり、名古屋市が公表することに同意をした事業者の約9割が目標や実績の公表に同意をしている。

表6 名古屋市による計画書及び結果報告書の公表事項

区 分	平成17～21年度	平成22年度～
計画書	・事業所の名称 ・事業所の所在地 ・連絡先 ・公表の方法	・事業所の名称 ・事業所の所在地 ・連絡先 ・公表の方法 ・温室効果ガス排出量（基準年度） ・目標（％、総量又は原単位を併記）
結果報告書	公表せず	・事業所の名称 ・事業所の所在地 ・連絡先 ・公表の方法 ・温室効果ガス排出量（基準年度） ・目標（％、総量又は原単位を併記） ・削減率実績（％）

5 現行制度の課題

名古屋市では、現行制度を施行してから今年度で8年目を迎え、その間に、国の省エネ法及び温対法がそれぞれ改正されるとともに、他都市においても同様の制度が施行され、さまざまな課題が生じてきた。部会において議論となった現行制度の課題を列挙する。

(1) 届出情報の公表のあり方

現行制度は事業者による届出情報の公表を義務付けているが、ホームページや環境報告書などの冊子により公表を行っている事業者は約2割に留まり、多くの事業者が事業所での閲覧・掲示による公表を行っている。名古屋市が62件の事業所に訪問して確認をした結果、訪問したすべての事業所から「計画書の閲覧に来所された市民の方はいない」との回答があり、取組が十分に伝わっていないことが推察される。

名古屋市へ届出される情報の中には、表7のように、他の事業所において参考となる対策や優良な事例があるものの、現行制度は市が公表する制度となっていないため、こうした届出情報を有効に活用できていない。

平成22年9月に名古屋市が実施した計画書届出事業者に対するアンケート調査によると、図2のとおり、回答数の5割強から「市が具体的対策や先進的事例を公表すると参考になる」との回答が寄せられており、届出情報を有効に活用することが求められている。

また、第1期実績を振り返ると、目標を達成した事業者が全体の66%を占めているが、現行制度では目標達成のために熱心に取り組んだ事業者の情報が市民や事業者に伝わっていないことも課題である。前述のアンケート調査によると、「努力している様子が伝わるような形にしてほしい」との事業者からの回答も寄せられている。

表7 具体的対策・先進的事例

- | |
|--|
| <p>○エネルギー使用量の集計システムを導入し、集計結果を従業員掲示板に掲示
⇒前年度比較などが容易にでき、効果がわかりやすくなった
従業員に具体的な情報が伝わり、意識が向上した</p> <p>○デマンド管理のマニュアルを作成し、警報は各担当リーダーに送信
⇒各担当での行動につながり、電気使用量（受電契約量）が削減した</p> <p>○重油ボイラーから都市ガスボイラーへの設備更新（エネルギー転換）
⇒CO₂排出の少ないエネルギーへの転換により、排出量が大幅に削減した</p> |
|--|

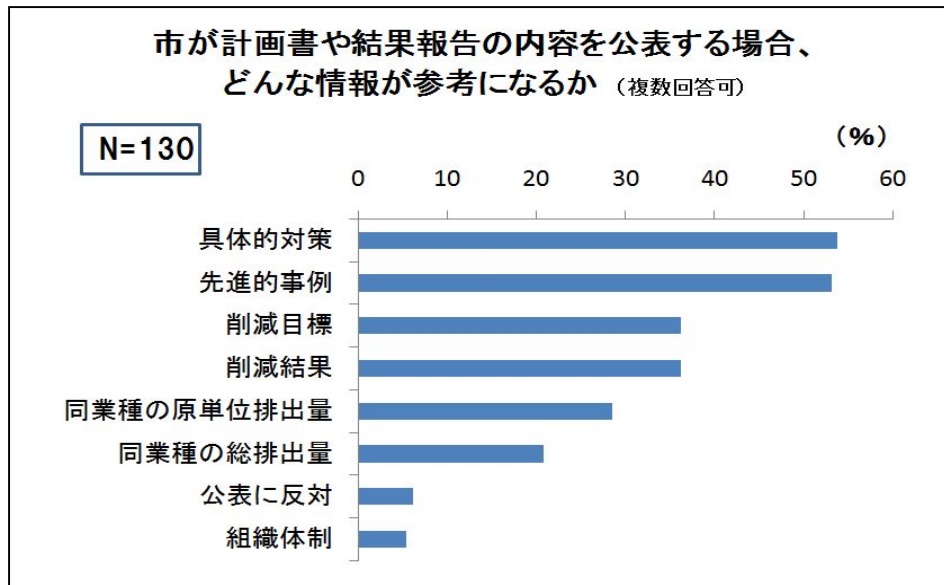


図2 計画書届出事業者へのアンケート結果（その1）

（2）報告頻度

結果報告書は計画期間終了後、つまり3年に1度の作成及び届出が義務となっている。名古屋市では、これを補うため、義務を課せられていない年度についても、エネルギー使用量や温室効果ガスの排出量について任意で実施状況の調査を行っているが、捕捉率は8割程度であり、毎年度の実施状況や具体的対策による効果を把握できない状況となっている。

（3）対象範囲の検討

省エネ法・温対法の改正により、エネルギー管理や温室効果ガス排出量の算定・報告が義務となる事業所の範囲が拡大しており、省エネ法・温対法と名古屋市の計画書制度との整合を検討する必要がある。前述のアンケート結果においても、図3のとおり、省エネ法との違いが分かりにくいと回答している事業者が4割強となっている。

また、同法や計画書制度を有している自治体の約7割が、国及び地方公共団体を対象としているが、名古屋市の現行制度では国及び地方公共団体を対象にしていないため、検討が必要である。

（4）制度の拡充検討

名古屋市の現行制度では、計画書届出事業者の取組みや結果が不十分な場合には、市から事業者へ必要な指導・助言を行うことができる規定となっている。

今後、制度の実効性を高めていくためには、事業者が計画を策定するときにも市が積極的に指導・助言を行うほか、わかりやすい情報提供や勧告制度の有効活用など、制度の拡充についての検討が必要である。

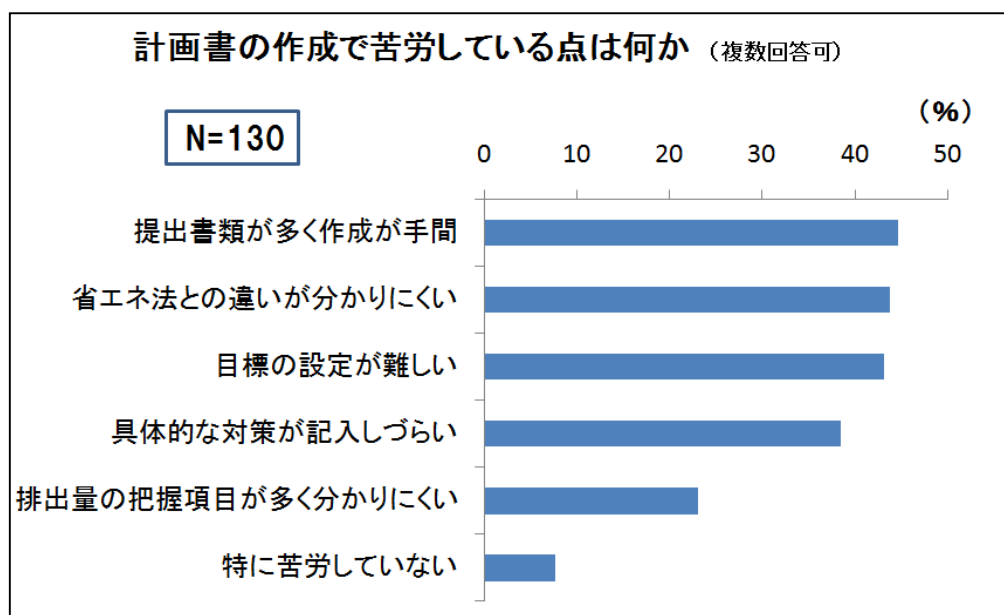


図3 計画書届出事業者へのアンケート結果（その2）

6 改正の方向性

（1）市による公表の義務化

現行制度では、事業者による届出情報の公表を義務付けているが、市による公表を義務化することで、実効性をより高めるべきである。

これにより、他の事業所において参考になるような情報等が有効に活用できていないという課題にも対処できる。前述のアンケート調査によると、事業者は温室効果ガスの排出削減活動の参考となりそうな具体的な対策、先進的な事例の情報を入手したいと考えているため、各事業所における取組について公表するとともに、例えば、優秀な事例や省エネ効果が認められた対策などをまとめた事例集を作成し、配布するなど、具体的に事業者役に役立つ形で活用することが望ましい。

また、目標達成のために熱心に取り組んだ事業者の情報が市民や事業者に伝わっていないことも課題である。事業者の業種、規模、形態等に応じて温室効果ガス排出量がどの程度違うのか、どのような業種の排出量が多いのか、どんな事業者が意欲的な目標を設定しているのか等々、市民にも身近な話題として関心を持っていただけるよう、かつ、意欲的に温室効果ガスの削減に取り組む事業者が一目瞭然となるように、できるだけわかりやすく情報提供することが重要である。併せて、多くの方々に情報が行き届くように、手軽にアクセスできるような情報提供の体制を整えるとともに、市民、事業者それぞれへの普及啓発を行う必要がある。

一方、事業者の中には、表8のように公表に抵抗感を抱く場合も考えられる。制度の

実効性をより高めるためには、温室効果ガスの排出に係わる項目は原則として全て公表の対象にすべきだが、個人情報や経営に重大な影響を与える情報については一定の配慮が必要である。

表 8 公表に反対する事業者の主な意見

<公表反対 主な意見> 公表反対…回答数 130 件中、8 件（6%）
○制度の開始前から企業努力により削減している事業所とそうでない事業所が一律評価されると不公平
○市への届出情報は、事業者にとって公開されると不利益な情報が含まれる
○個人情報は厳重な管理をしてもらいたい
○削減結果は業務の拡大・縮小により影響を受けるため、結果については公表しない方がよい

（２）毎年度の実施状況報告を義務化

現行制度では、結果報告書は３年に１度、作成して提出することが義務となっているため、名古屋市では毎年度の実施状況を把握できていない。

毎年度の実施状況や対策による効果を把握するため、実施状況を毎年度報告するように改めるべきである。その場合、様式の工夫等、事業者の負担を軽減する措置を検討すべきである。

（３）対象範囲の見直し

名古屋市が報告書制度を施行して以降、省エネ法・温対法が２度にわたり改正され、現行の省エネ法では、工場・事業場については事業者単位で年間のエネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上の場合に届出が必要となっている。

また、温対法による温室効果ガスの算定・報告・公表制度では、非エネルギー起源 CO_2 、 CH_4 、 N_2O 、 HFC 、 PFC 及び SF_6 （以下、「5.5 ガス」という。）については、事業者単位で、ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で 3,000 トン以上の場合に届出が必要となっている。

こうした法改正の状況等を踏まえて、届出対象の範囲は次のように考えるべきである。

ア 国及び地方公共団体の対象化

省エネ法におけるエネルギー管理、温対法に基づく温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度では国及び地方公共団体が対象となっていること、東京都が平成 23 年 2 月に実施した調査によると、計画書制度を実施している 36 の地方自治体のうち 26 の自治体が国及び地方公共団体を対象としていること、市が率先垂範して届出情報を公表するなどの観点から、名古屋市の制度においても国及び地方公共団体を届出対象に加えるべきである。

イ 工場・事業場の取扱い

名古屋市の現行制度では、届出対象として、事業所単位で年間エネルギー使用量 800 キロリットル以上としている。一方、東京都の調査によると、計画書制度を実施している 36 の自治体のうち、半数以上の 19 の自治体が、届出対象として事業者単位で年間エネルギー使用量が 1,500 キロリットル以上としている。

事業者単位の場合、名古屋市内に本社がない事業者でも、支店、工場などを含めた事業所合計でみると制度の対象となるケースが想定される。この場合、名古屋市内の事業所合計分で削減目標の設定や措置等を定めた計画書を作成する必要が生じ、全国展開をしている事業者などにとって支障をきたすことが懸念される。

そのため、事業所単位の方が事業者にとって計画を立てやすく、行政にとっても対象の事業所や計画の内容を分かりやすく公表することが可能であり、今後目指すべき方向性と合致していると考えられる。

また、年間のエネルギー使用量は、現行どおり 800 キロリットル以上とすべきである。名古屋市が計画書制度を導入した際、省エネ法の届出対象である 1,500 キロリットル以上から裾下げして 800 キロリットル以上としたのは、名古屋市における事業者由来の温室効果ガス排出量のうち、約 4 割の排出量をカバーできるという推計が根拠となっており、今回、制度を改正するにあたって、4 割のカバー率は維持することが望ましい。

よって、届出対象については、事業所単位及び原油換算で 800 キロリットル以上という現行制度どおりで実施すべきである。

ウ 5.5 ガスの取扱い

名古屋市の現行制度では、温対法における排出活動区分に応じて 5.5 ガス由来の排出量を算定し、裾切りなしで報告する必要がある。

しかしながら、5.5 ガス由来の排出量は大半の場合が事業所における温室効果ガス排出量全体の数%を占める程度であること、温対法がガスの種類ごとに二酸化炭素換算で 3,000 トン以上の場合に届出することと定めていることから、事業者の負担を軽減するためにも、5.5 ガスについては事業所単位でガスの種類ごとに二酸化炭素換算で 3,000 トン以上の場合のみ届出することとするべきである。

エ その他

(ア) 輸送用機械の取扱い

平成 17 年の省エネ法改正により、輸送事業者については、事業者単位で一定以上の自動車台数、鉄道車両数、船舶数などに応じて、法の対象となり届出が必要となった。

一方、名古屋市の現行制度では、事業所単位で管理する自動車、鉄道車両、船舶

及び航空機の燃料及び電気の量を、建物で使用する年間のエネルギー使用量に含めて届出することとしているため、法との整合性を検討する必要性が生じている。

輸送用機械は、工場等の建物とは異なり、使用範囲が市域内だけにとどまらず市域外にも及ぶことや、一定規模以上の輸送事業者は省エネ法の対象になっていることなどを踏まえて、対象範囲の取扱いを指針等において明確化すべきである。

(イ) 目標設定の取扱い

現行制度では、温室効果ガスの排出抑制目標は、事業者自らが総排出量又は原単位あたりの排出量のいずれかを選択して設定することとされている。

目標設定に関しては、市が基準を設定するなど積極的に関与すべきという意見がある一方で、行政がそこまで踏み込むべきではないとの意見もあり、慎重に対処する必要がある。

事業者による自主的な省エネ対策を促進する観点からは、以下に述べるように、市が事業者へ個別に指導及び助言を行う制度を拡充し、制度の実効性を高めていくことが重要と考える。

(4) 制度の拡充

ア 指導・助言の範囲拡充

名古屋市では、省エネコミュニケーションと称して、エネルギー管理士などの資格を持つ専門家が計画書届出事業所を訪問し、計画書で定めた取組内容や設備機器の運用状況の確認及び省エネ対策の助言を行う事業を進めている。

また、計画書の届出が必要でない年間エネルギー使用量が 800 キロリットル未満の事業所に対しても、業界団体とスクラムを組んで業態別の省エネ対策手引書を作成し、該当施設に対して名古屋市から直接連絡を取り省エネ対策について情報提供を行う省エネに関する訪問相談事業を展開している。

事業者による自主的な省エネ対策を促進するためには、このような取組をより積極的に推進していくことが必要である。

そこで、現行制度において計画で定めた地球温暖化対策や地球温暖化対策の結果が不十分であるときに限定されている指導及び助言の規定を、制度の実効性を高めるため積極的な指導及び助言ができるように改めるべきである。併せて、計画書の届出事業者以外の者についても、必要な助言や情報提供を行うことができるようにすべきである。

イ 勧告制度への氏名等公表規定の追加

現行制度では、計画書の未届出及び未公表の事業者に対して勧告することができることとされているが、勧告に従わない場合の氏名等公表の規定がない。

東京都調査によると計画書制度を有する 36 の地方自治体のうち 26 の自治体が氏名等公表の規定を有しており、制度の実効性をより高めるためには、名古屋市の制度においても勧告に従わない場合の氏名等の公表規定を新たに設けるべきである。

7 附帯意見

(1) 事業者へのインセンティブ

これまで、名古屋市が目指すべき計画書制度は、行政が届出情報を公表する制度であると提案してきた。これに加えて、意欲的に取り組む事業者が報われるしくみとなるような工夫が必要である。例えば、意欲的な目標や取組を盛り込んだ計画を策定したり、地球温暖化対策の成果を上げた事業所については、名古屋市から表彰されたり、金融機関から低利融資の対象となるなど、事業者のやる気を促すような様々なインセンティブが必要である。

(2) カーボン・オフセット手法との連携

中小企業の活性化、林業再生、自然エネルギーなどの再生可能エネルギーの利用促進といった観点から、カーボン・オフセットを活用する動きが全国各地で見受けられるが、創出したクレジットの購入先となる需要の喚起が重要な課題となっている。政令指定都市では、横浜市、京都市、広島市が地域特有のクレジットを他のクレジットよりも優遇するしくみを模索している。

現在利用されているクレジットは、京都クレジット、国内クレジット、J-V E R、グリーン電力証書などが主なものだが、名古屋市は、平成 22 年 12 月、岐阜県、愛知県及び三重県とともに「東海三県一市カーボン・オフセット推進ワーキンググループ」を設置し、東海地域特有のクレジットの創出、仲介及び取引支援のためのプラットフォーム作りを目指して活動を開始したところである。

名古屋市が目指す計画書制度においても、地域振興に貢献するカーボン・オフセット手法との連携が求められる。

(3) 地球温暖化対策計画書制度以外の事業者対策

計画書制度の対象とならない年間エネルギー使用量が原油換算で 800 キロリットル未満の事業所についても、温室効果ガスの削減につながる支援策が必要である。例えば、温室効果ガス排出量の把握、削減目標の設定、目標達成のための措置等を定めた計画書及び結果報告書が任意で作成できる制度の創設が考えられる。

同制度の創設によって、大規模事業所に比べて、温室効果ガスの削減余地が大きいと想定される中小規模事業所に対して、年度ごとに温室効果ガス排出量の把握を促し、削減量を報告するしくみを導入するとともに、名古屋市が中小規模事業所の計画書及び結

果報告書の内容をデータベースとして整備することで、事業所における届出情報の一元化、具体的対策や先進事例の明確化、名古屋市域における中小規模事業所での削減量の見える化など、だれもが知りたい情報を容易に利用できる環境の提供が期待される。

まずは、こうした環境を整備するとともに、将来的には、国内クレジット又はJ-V E Rの活用など、任意計画書を提出している中小企業に対して、名古屋市が削減量のクレジット化を支援していくような、中小企業による温室効果ガスの排出削減行動を促進するしくみを構築していく必要がある。

（４）名古屋市の地球温暖化対策

名古屋市は、平成 21 年 11 月に策定した「低炭素都市 2 0 5 0 なごや戦略」がめざす低炭素で快適な都市なごやを実現するための 2020 年までの第一歩となる「低炭素都市なごや戦略実行計画」の策定に向けて、現在、協議会及び部会において検討を行っている。

実行計画の内容については、都市計画マスタープラン、緑の基本計画等の関連計画との連携はもちろんのこと、ものづくりの集積地であるあいち・なごやにおいて、産業部局と連携して環境技術を核とした経済成長を促し、環境・エネルギー課題解決産業の発展をめざしていくことを大いに期待したい。

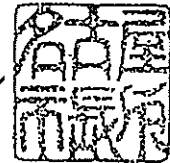
参 考 資 料



22 環 推 第 56 号
平成 23 年 1 月 21 日

名古屋市環境審議会
会長 松田 仁樹様

名古屋市長 河村 たかし



土壌及び地下水の汚染に関する規制、地球温暖化対策計画書制度
及び環境影響評価制度のあり方について（諮問）

見出しのことについて、名古屋市環境審議会に意見を求めます。

1 土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について

本市では、平成 15 年 10 月に市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）を施行し、同年 2 月に施行された土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）とともに土壌及び地下水汚染対策を推進してまいりました。

現在では、法や条例に基づかない自主的な調査により汚染が数多く判明しており、また、平成 22 年 4 月の法の改正施行により、法と条例が求めている対応に差が生じているなど、新たな課題が顕在化してまいりました。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条の規定により、土壌及び地下水の汚染に関する規制のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

2 地球温暖化対策計画書制度のあり方について

本市では、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成 15 年名古屋市条例第 15 号）に基づき、平成 16 年 4 月に地球温暖化対策計画書制度を施行し、一定規模以上の事業所を対象に、事業活動における自主的な地球温暖化対策の促進に努めてまいりました。

制度施行から 6 年が経過し、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）の改正と低炭素都市 2050 などや戦略の策定に伴い、制度の実効性を高めるための見直しが求められています。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条

の規定により、今後の地球温暖化対策計画書制度のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

3 環境影響評価制度のあり方について

本市では、平成 11 年 6 月に名古屋市環境影響評価条例（平成 10 年名古屋市条例第 40 号）を施行し、事業の実施に伴う環境影響についてあらかじめ調査、予測等を行う制度の運用を通じ、事業者の適正な環境配慮の確保に努めてまいりました。

現在、国においては環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）の改正が予定されていること等この間の動向を踏まえるとともに、低炭素都市づくり、生物多様性の保全、水の環復活など幅広い環境問題に対応するため、現行制度を点検・評価し、見直しを行う必要が生じてまいりました。

そこで、名古屋市環境基本条例（平成 8 年名古屋市条例第 6 号）第 26 条の規定により、今後の環境影響評価制度のあり方について、貴審議会の意見を求めます。

地球温暖化対策計画書制度部会委員名簿

区 分	所 属	氏 名
部会長	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授	竹内 恒夫
環境審議会 委員	椋山女学園大学現代マネジメント学部 教授	東 珠実
	日本福祉大学国際福祉開発学部国際福祉開発学科 教授	千頭 聡
	行政機関 経済産業省中部経済産業局 資源エネルギー部長	荒川 嘉孝
	環境省中部地方環境事務所 所長	神田 修二
専門委員	社団法人中部経済連合会 産業技術部長	河野 義信
	名古屋商工会議所 環境・エネルギーグループ長	土江 文誉
	株式会社日本環境取引機構 代表取締役	向井 征二

(敬称略、五十音順)

審議経過

日 程	審議内容
第1回 平成23年3月3日（木）	・ 諮問の趣旨について ・ 地球温暖化対策計画書制度の概要と課題について ・ 地球温暖化対策計画書制度のあり方について
第2回 5月16日（月）	・ 第1回部会での主な審議内容について ・ 中間とりまとめ（案）について
6月13日（月） ～7月13日（水）	中間とりまとめの公表及び市民・事業者の意見募集 （パブリックコメント）
第3回 7月29日（金）	・ 市民・事業者からの意見の内容及び部会の考え方について ・ 部会報告（案）について

中間とりまとめに対するご意見と部会の考え方

【パブリックコメント実施結果】

○実施期間 平成23年6月13日から7月13日

○提出状況 意見提出者数 15名 意見数 36件

○提出方法 電子メール 8名 ファックス 5名 郵送 2名

【お寄せいただいたご意見とこれに対する考え方】

1 公表のあり方について 11 件

区分	ご意見の概要	部会の考え方
市による公表の義務化	名古屋市内のあらゆる事業者の省エネ対策、温暖化対策を活性化する手段として、名古屋市が、事業者が実施した省エネ対策、温室効果ガス削減対策に役立つ具体的施策、先進事例などの情報を整理し公表することは重要なことと思う。	ご指摘のように、市民や事業者に十分に情報が伝わっていないこと、届出情報が有効に活用されていないことは、現行制度における課題となっています。 そのため、市民にも身近な話題として関心をもっていただけるよう、かつ、意欲的に取り組む事業者が一目瞭然となるように、できるだけわかりやすい情報提供、手軽にアクセスできるような情報提供の体制整備、市民・事業者それぞれへの普及啓発が必要としております。 また、市による各事業所の取組を公表するとともに、事例集の作成などにより、具体的に事業者役に役立つ形での活用が望ましいと考えます。 こうしたことを含め、制度の実効性をより高めるためには、市による公表を義務化するべきと考えます。
	届出情報を市が公表する制度へ改めることが必要である。	
	日本の大手企業の温暖化に対する情報が少ないので、もっとわかりやすい説明をしてもらいたい。	
	市民・事業者の分類、CO ₂ ・温室効果ガスの分類として、使用量全体に対し市の合計でまとめられておりますが、地域別での偏りもオープンにした上で、改善活動の「見える化」を実施して、改善活動＝削減となる仕組みにする。	
	名古屋がそんなに環境に力を入れていたとは。今、何に力を入れているのか全く分からない。もっと新聞などのメディアを活用してほしい。	

区分	ご意見の概要	部会の考え方
事業者による公表	ホームページにおける公開に加え、紙媒体の資料をいつでも閲覧に供することができる状態にあるが、来所した市民は一人もいない。閲覧のために訪問していただけるような広報活動等が必要である。	計画書制度の目的は「事業活動における自主的な取組の促進」であるため、自らの環境に配慮した活動について評価し、市民や他の事業者にもアピールする機会として、事業者による公表も続けるべきと考えますが、ご指摘のとおり、市としても、市民や事業者に関心をもっていただけるよう、わかりやすく情報を提供していくことも必要だと考えます。
	市がホームページにおいて公開していることを踏まえると、公開の趣旨に異論はないが、当該計画書を事務所において閲覧に供する必要性は薄いと思われる。	
公表の内容 方法	本制度に基づき、事業者が提出する地球温暖化対策計画書および結果報告書には、経営に重大な影響を与える情報が含まれているため、これらの情報が公表されないような方法についてご検討をお願いしたい。	制度の実効性をより高めるためには、温室効果ガスの排出に係わる項目は原則として全て公表の対象とするべきですが、個人情報や経営に重大な影響を与える情報については一定の配慮が必要と考えます。
	お客様情報に関わる部分については、公表しないこととできるよう、ご配慮を頂きたい。 「公表や評価に抵抗感を抱く場合も考えられ、こうした意見にも配慮しつつ公表情報を整理すべきである」という点については、制度開始前から努力していることとか、業務拡大縮小により影響を受けるなど、結果報告書に正確に表現すれば済むことであり、抵抗感を抱く理由にならない。 また、公表すると不利益な情報があるとの意見については、事務局で具体的な項目・理由を個別に調査し、市が自信を持って届出情報を公表する制度に改めていただきたい。	
行政による評価	届出情報に関する評価こそ、行政の責任で実施すべきである。 例えば、今回の東日本大震災の影響で、電力のCO₂排出係数が増加することは確実であり、相当の節電を行ってもCO₂排出量は増加するはずであり、これは一企業の努力の限界を超えている。そうした点は行政がまとめて評価すべきである。	本制度では、3年間の計画期間内においては同一の排出量算定方法（排出係数）を用いることとしているため、例示のような電力の排出係数増加による影響は少ないと考えられます。 ただし、届出情報を公表する際には、意欲的な取組を行う事業者が評価されるように見せ方を工夫することや、優秀な事例や省エネ効果が認められた対策をまとめた事例集の作成など、事業者役に役立つ形で活用することが必要と考えます。

2 報告頻度について 7 件

区分	ご意見の概要	部会の考え方
報告の頻度	名古屋市が毎年度実施している市域における温室効果ガスの排出量調査と地球温暖化対策結果報告書とは同じ水準で在るべきであり、その意味でも事業者には算定させている各年度における温室効果ガス排出量を市が把握する制度にすべきである。 現状制度では、具体的対策はともかく、毎年度の実施状況は報告さえすればいい状況となっている。事業者には算定させている各年度における温室効果ガス排出量を市が把握しないのは制度の欠陥と指摘されてもやむを得ない。	現行制度でも、結果報告書にて計画期間内の各年度における温室効果ガス排出量は把握されており、任意での実施状況の調査も実施されていますが、計画の進捗状況、具体的対策の実施状況や、対策による効果を十分に把握できておりません。 そのため、毎年度の実施状況の報告を義務化するべきと考えます。
	弊社は大規模消費設備であり、個別の取組みが全体のエネルギー消費量に及ぼす割合が小さく、省エネ効果を上げるには老朽化機器を最新機種に更新するなど大掛かりな設備投資が必要です。そのため、効果検証は現状の3年程度としていただきたい。	本制度の計画期間は3年間ですので、状況報告が毎年度となった場合でも、計画に対する最終的な効果検証や目標達成の判断は、3年毎となります。

区分	ご意見の概要	部会の考え方
報告の様式	第一種エネルギー管理指定工場に指定されている事業所では、定期報告等で国には報告しておりますが、本制度と省エネ法とでは報告形態がちがうので非常に面倒。 定期報告を提出するような事業所では、提出を免除するような方法があってもよいのでは。また、市で把握したいのであれば、定期報告書にて代用できる処置があっても良いと思う。	本制度は、各事業所の事業活動における自主的な温暖化対策を促進するための施策です。そのため、国の制度では毎年度、排出係数の見直しがあるのに対し、本制度では計画期間は同一の係数を用いるなど、異なる様式での報告を求めています。 したがって、届出様式を全て統一することや国の様式をそのまま流用することは困難ですが、重複する事業者の負担を少しでも軽減するため、市は届出様式の簡素化などの措置を検討するべきと考えます。
	省エネ法の特定事業者では国への報告、名古屋市への報告と、個別の事務処理事項となっている。出来得れば国への報告「定期報告書、中長期報告書」を流用できればよい。	
	温対法の特定排出者および省エネ法の特定事業者に該当する事業者は、温対法および省エネ法に基づき、全事業場を対象に、エネルギー使用量、温室効果ガス排出量の算定・報告を行っている。 本制度は、上記の事業者による算定・報告に加え、事業場にも異なる報告様式で、算定・報告を求めるものであるため、毎年度の報告に伴う事業者負担は大きい。 上記の解決策として、本制度と温対法および省エネ法との報告様式の統一化をはかっていただくようお願いしたい。	
	省エネ法および温対法とも、エネルギーの使用量に対して換算を行い、提出することになるので、どちらかの対応をされているのであれば、改めて資料作成する手間は省けるなど、共有化を目指していただくことも検討してほしい。	
	省エネ法、温対法の報告フォームにつき、経済産業省、各自治体で統一していただき、一括作成後、必要部分を提出する形式にしていいただければ、作業量の低減とともに、転記ミスや締切日の勘違い等の防止が図れると考える。	

3 対象範囲について 8 件

区分	ご意見の概要	部会の考え方
国及び地方公共団体の対象化	遅ればせながら、国及び地方公共団体を対象とすべきである。	ご意見のとおり、国及び地方公共団体を対象に加えるべきと考えます。
届出単位	省エネ法では管理対象が、建物単位から会社単位となりました。名古屋市でも企業単位の管理対象とした方が組織的に取り組みやすい。	届出単位を事業者単位とすると、市内にある事業所の合計で対象となるケースが想定されますが、市内外に事業所がある場合は、所在の事業所のみをまとめた目標設定や計画の策定をしなければならず、かえって混乱を招くと考えられます。また、昨年度に市が行った対象事業所へのアンケートからも、事業所単位のほうが事業者にとって計画を立てやすいと思われ、行政にとっても計画の内容をわかりやすく公表することが可能であるため、事業所単位の継続が望ましいと考えます。 また、市では、フランチャイズチェーンや年間エネルギー使用量 800k1 未満の事業所を対象に、省エネルギーアドバイザーが訪問して省エネ対策の情報提供等を行う事業を実施しているので、この事業を継続するとともに、事業の拡充を期待します。 付帯意見として、年間エネルギー使用量 800k1 未満の事業所を対象とした任意の計画書制度の創設を提言しています。
	対象範囲を国と同じように名古屋市内に所在する事業者とした方が、フランチャイズチェーン等は年間エネルギー使用量では対象になる場合が多く、温暖化対策には良いと思われる。	
	把握率が通常の大気や水質より少なすぎる。もっと多くを把握できるようにすべきである。	
(対象の明確化) 法との整合性	対象規模、届出単位、排出活動範囲などについて、本制度と温対法、省エネ法が整合するようしつかりとした検討をお願いし、事業者の負担軽減を図っていただきたい。	本制度は、各事業所の事業活動における自主的な温暖化対策を促進するための施策です。そのため、先述の届出単位など、全て法と整合することは困難と考えます。 しかし、ご意見のとおり、事業者の負担軽減を考慮して、排出活動範囲などを検討し、指針等において明確化すべきと考えます。
	省エネ・温対法との整合性の検討とあるが、どのような対象なのかを明確に示すべきではないか。	

区分	ご意見の概要	部会の考え方
建築物・道路建設の対象化	市条例の中には「第2節 建築物に係る環境への負荷の低減」があり、「特定建築物」の新築等しようとする者は、「建築物環境計画書」を作成し、地球温暖化の防止のための措置などを届出することとされ、市長の指導、助言、勧告も制度化されている。この「特定建築物」の新築等からのCO₂排出は相当なものであり、事業活動に伴う場合と「特定建築物」の新築等に伴うCO₂等排出量を合計して評価すべきである。その意味では対象範囲の素直な見直しが必要である。 道路建設工事についても、コンクリート、アスファルトなど膨大な建設用資材を用いるため、市条例「第2節 建築物に係る環境への負荷の低減」を「第2節 建築物及び道路建設に係る環境への負荷の低減」などと修正追加し、公共団体を含め道路建設事業者も「特定建築物」の新築等と同様に地球温暖化の防止のための措置などを含めた「環境計画書」を作成し届出する制度とすべきで、条例化の検討をされたい。	名古屋市建築物環境配慮制度では、平成23年度から、地球温暖化防止への対応を強化し、建物全体の環境性能による5段階評価に加え、ライフサイクルCO₂による5段階評価を表示しています。また、「低炭素都市2050なごや戦略」を踏まえ、エネルギー消費の少なく快適な低炭素都市の実現に寄与する項目を抽出し、評価しています。 道路建設を含めた建設用資材につきましては、副産物の再資源化の視点から環境負荷低減対策を行っております。 建築物、道路建設、事業活動における温暖化防止の対策については、排出量の算定方法や取り組みの内容などが異なり、全てを一本化した計画書の届出制度とするのは難しいと思われます。そのため、それぞれを対象とした制度において対応すべきと考えます。
目標の設定	目標設定に関して市が基準を設定することはしない方向であると理解できるが、現行制度の事業者まかせの目標設定が、結局は自ら定めた総量目標の達成率が6割という現状を生み出している。 全人類の課題として緊急に取り組むべき地球温暖化で、産業革命以来の経済活動を通じて地球温暖化に大きな歴史的責任を負うべき立場の「先進国」が主要な責任を自覚し、それにふさわしい役割を果たすことが強く求められている。日本の温室効果ガスの削減対策が言葉だけのものになっているのは、総排出量の8割を占める産業界（製鉄所や火力発電所などわずかな220事業所で日本全体の排出量の50%）の削減について、もっぱら財界の“自主努力”まかせにしているからである。実質的な削減の見通しを明らかにすべきであり、目標設定に関しては、市が基準を設定するなど積極的に関与すべきである。 また、この点について、各委員がどのような立場からどのような発言をしているのか公表すべきである。	目標設定に関しましては、「市が基準を設定するなど積極的に関与すべき」という意見がある一方で、「事業活動が阻害されるので行政がそこまで踏み込むべきではない」との意見もございます。 省エネ法では原単位で年平均1%の削減を求めており、省エネ法との役割分担を考慮し、本制度では、事業者の自主的な省エネ対策を促進する観点から、市が事業者の目標設定に関与するのではなく、市が事業者へ個別に指導及び助言を行う制度を拡充し、制度の実効性を高めることで対応することが望ましいと考えます。

4 制度の拡充について 5 件

区分	ご意見の概要	部会の考え方
指導・助言の範囲の拡充	名古屋市内のあらゆる事業者の省エネ対策、温暖化対策を活性化する手段として、名古屋市が、事業者が実施した省エネ対策、温室効果ガス削減対策に役立つ具体的施策、先進事例などの情報を整理し、指導・助言をすることは重要なことと思われる。	ご意見のとおり、市が事業者へ個別に指導及び助言を行う範囲を拡充し、制度の実効性を高めることが望ましいと考えます。
	企業が、絵に描いた餅となるような対策ではなく、実効性のある対策により計画が成就するよう、名古屋市として努力してもらいたい。	
	温暖化対策といっても、具体的に何をすればいいのかわからないという企業が多いと思うので、もう少し丁寧にガイダンス、指導、助言、あるいは経済的な助成ということも含めて誘導措置をやらないと、実効性がないと思う。 工場、特に中小企業だと、毎月の資金繰りにも困っているようなところが多いので、環境面での貢献とコストの削減が両立できるような手法が、もっと情報交換されていくと良いと思う。 名古屋市内でも中小企業振興部門を中心に、そういう場を積極的に作ってほしい。そうすれば、この報告制度も生きてくると思う。	
	制度の拡充については、全人类的課題として緊急に取り組むべき地球温暖化問題への対応として、最低限の不可欠な制度と考える。	
	事業所の取り組みや結果が不十分な場合に「指導・助言」を行うことができるとありますが、不十分な定義がどのように定められており、また、どのようなタイミングで実施をされるのかを明確にしてほしい。	

5 附帯意見について 5 件

区分	ご意見の概要	部会の考え方
インセンティブ 事業者への	地域別および事業所単位で活動促進の支援策として補助金制度に切り換えて頂き、採用時の範囲や審査時の判定も緩和して頂き、全体の活性化を考えてほしい	全体の活性化を図るための方策として、付帯意見に掲げているように、事業者のやる気を促すような様々なインセンティブを検討すべきと考えます。
名古屋市の温暖化対策	日本の屋根瓦は大切な文化。文化は守らねばならない。 ・役所、消防署、学校、スーパー、会社などビルの屋上全部にソーラーパネルを設置 ・名駅周囲に木を植える ・名駅周辺のうち水 ・照り返さないアスファルト ・エコクーラーの開発 暑い名古屋だからこそ、暑さをエネルギーに変換できないのか。エコなエネルギーはご当地オリジナルがよい。	市には、平成 21 年 11 月に策定した「低炭素都市 2050 なごや戦略」がめざす低炭素で快適な都市なごやを実現するための 2020 年までの第一歩となる「低炭素都市なごや戦略実行計画」の策定に向け、こうしたご意見も参考にして検討を進め、かつ、市民にもわかりやすい形で公表されることを期待します。
	京都議定書による二酸化炭素の排出量の削減など、各国の温暖化の関心がどれほどか、実行効果がよくわからない気がする。世界的会議がたびたび開かれ、その都度削減目標に近づいているが、結果発表などが期待される。議定書及び市環境審議会での決議書は、大学専門家及び環境保全に携わる人はよいが、難しくて詳細の部分まで理解が届かない。現代では近代化した生活の中で、多種多様な電化製品の利用、自動車交通機関の排気ガスなど、温暖化への原因は数々有り、温室効果ガスの削減は困難であると思う。	
	低炭素都市なごや戦略の一日も早い、実現・実行を望みたい。委員の先生方、本当にごくろうさまです。	

区分	ご意見の概要	部会の考え方
(ビル の 緑 化)	今年、節電テーマが流布し、関心を持って行動する人が増えている。苦瓜による緑のカーテンもその一例で、学校を中心に普及し、多くの家庭でも楽しんで植え込みを造っている。暑さ対策の庶民のささやかな抵抗でもある。 ビルの屋上の緑化対策も考えてほしい要点だと考える。百貨店の屋上も関心が薄いようだ。ビルの屋上といえば、養蜂を計画し、実施してよい結果実績を挙げている場所もある。ミツバチとお花畑のコラボを想像してみてください。楽しい都市計画はまだまだあるもの。	市では、平成 22 年度から保育園、小・中学校での緑のカーテン事業を始めています。また、平成 20 年 10 月から、一定規模以上の建築の際に緑化を義務付ける「緑化地域制度」を実施しています。 前述の実行計画においても、こうした制度等を活用した緑陰街区・緑陰街路づくりについて、検討を進めることが必要と考えます。

用語説明

【カーボン・オフセット】

市民・企業等が、①自らの温室効果ガスの排出量を認識し、②主体的にこれを削減する努力を行うとともに、③削減が困難な部分の排出量を把握し、③の部分について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等の購入、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動の実施等によって埋め合わせ（オフセット）すること。

きょうとぎていしょ 【京都議定書】

1997 年 12 月に京都で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議で採択された議定書。先進各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が決定された。2005 年 2 月に発効。日本は 1998 年 4 月 28 日に署名、2002 年 6 月 4 日に批准した。

きょうと 【京都メカニズムクレジット】

京都議定書において定められた、温室効果ガス削減をより柔軟に行うための経済的メカニズムを活用した排出削減量等のこと。海外における排出削減量等を自国の排出量削減分に割り当てることができる。

でんりょくしょうしょ 【グリーン電力証書】

風力、太陽、バイオマスなどの再生可能エネルギーから得られる電気（グリーン電力）の持つ環境価値を証書化したもの。グリーン電力証書を購入することでその電気を使っているとみなされ、再生可能エネルギーの普及に向けた仕組みとして導入されている。

こくない 【国内クレジット】

2008 年 10 月開始の国内クレジット制度（経済産業省所管）に基づき認証された、大企業等による技術・資金等の提供を通じて中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量のこと。大企業等は、自主行動計画の目標達成等のために活用することができる。

【5.5 ガス】

京都議定書において排出削減対象として定められた6種類の温室効果ガス（二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）、ハイドロフルオロカーボン類（ HFC ）、パーフルオロカーボン類（ PFC ）及び六ふつ化硫黄（ SF_6 ））のうち、 CO_2 をエネルギー起源 CO_2 と廃棄物の焼却などの非エネルギー起源 CO_2 に区分して、エネルギー起源 CO_2 以外の温室効果ガス（非エネルギー起源 CO_2 及び他の5種類の温室効果ガス）を5.5 ガスと呼ぶ。

【再生可能エネルギー】 さいせいかのう

資源枯渇のおそれがない、あるいは許容範囲内で使えば何度でも再生できるエネルギー。具体的には、太陽光や熱、風力、小規模水力などから取り出す「自然エネルギー」と、生物由来の資源（バイオマス）などを利活用する「リサイクルエネルギー」を指す。

【J-VER】 じえいーばー

2008年11月開始のJ-VER制度（環境省所管）に基づき認証された、国内の排出削減・吸収プロジェクトによる温室効果ガス排出削減・吸収量のこと。カーボン・オフセットや温対法に基づく報告に活用することができる。